

愛媛県立新居浜西高等学校機械警備業務委託仕様書

1 対象施設

学校名 愛媛県立新居浜西高等学校

所在地 愛媛県新居浜市宮西町4番 46 号

2 委託業務

(1)校舎内侵入異常の感知

(2)火災異常感知

(3)各種感知器による(2)以外の異常感知

(4)(1)から(3)の異常発生時の対応

(5)最終機械警備切り替え時刻において、設定が完了していない場合の機械警備切り替え設定処理(校舎内巡回確認及び施錠・設定業務)

3 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 校舎内侵入異常の感知方法

(1)警備範囲

別紙施設配置図及び平面図により示された範囲とする。

(2)警備機器

ア 警備範囲内の侵入等の異常を的確に感知可能な警備業務用機械装置を設置し、ベル等により異常発生がわかるようにすること。

イ 火災等の設備異常については、既設の感知器から移報する装置を設置する。

ウ 契約日から警備機器設置完了までは、受託者(警備会社)が責任をもって警備する。

(3)通信回線

各種感知器の信号受信のための通信回路は、受託者(警備会社)の負担により設置し、通信にかかる費用は受託者(警備会社)負担とする。

5 警備機器の運用

(1)異常発生個所の速やかな特定を前提に、警備範囲を別紙により12区画に分ける。

(2)それぞれのブロックに、警備の開始・解除を行うカード方式の制御装置(非接触読取型)を設置する
カード等の枚数は80枚とし、契約時に配布する。

なお、カードの紛失、棄損したときは、個人の過失によるものは個人負担とする。それ以外の場合は受託者(警備会社)負担とする。

(3)共用部分以外のブロックに出入口の鍵保管用キーボックスを設置する。

なお、キーボックスの開閉はカード方式等とする。

- (4)本館1階東の南出入口を最終出入口とし、電気錠を設置する。ただし、設置箇所は、機械警備範囲外とする。
- (5)本館1階機械室に「全ブロックの警備設定状況がわかる表示盤」を設置する。
- (6)警備機器の取扱説明書を備える。

6 警備の対象時間

警備区域の全部又は一部の区域の開始設定から全ての区域の解除までとする。

なお、事前の連絡がなく、午後11時を過ぎても全警備区域の開始設定が完了しない場合は、受託者(警備会社)が学校に確認の電話をする。なお、電話の応答がなく確認できない場合は、警備区域の点検確認を行う。

7 警備要員配置

受託者(警備会社)は、侵入等異常発生後、速やかに(警備業法により25分以内)現場に到着できる警備要員の配置を行う。

8 異常情報受信の際の対応

- (1)受託者(警備会社)は、異常を受信したときは、警備要員を速やかに現場に派遣し、異常の確認をするとともに、事態の拡大防止に努める。
- (2)受託者(警備会社)は必要に応じ予め定めた緊急連絡者に連絡するとともに、関係機関へ通報する。

9 火災異常感知の対応

受託者(警備会社)は、自動火災報知設備によって感知される火災異常を監視し、異常情報を受信した場合における消防機関への通報等の業務を行う。監視時間は警備の対象時間と同様とする。

10 各種感知器の異常感知の監視

受託者(警備会社)は、各種感知器によって感知される異常を監視し、異常情報を受信した場合に必要な処置を行う。監視時間は警備の対象時間と同様とする。

11 警備状況の報告

受託者(警備会社)は、警備報告書を作成し、受託者に報告しなければならない。また、委託者から要求があった場合は、その都度、警備状況について報告しなければならない。

12 警備機器の保守点検

受託者(警備会社)は警備機器の機能について、警備機器が正常に作動するよう努める。

13 守秘義務

警備業務にあたり知り得た当該施設及び委託者に関する情報(個人情報を含む)を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び解除後も同様とする。

14 現状回復

契約の解除及び期間満了により機器等を撤去する場合、設置前に近い状態に回復すること。また、撤去の費用について、受託者(警備会社)の負担とする。

15 損害賠償

受託者(警備会社)が、本仕様書の条項違反あるいは故意、過失により愛媛県若しくは第三者に損害を与えた場合、受託者(警備会社)は、対人賠償、対物賠償を合わせて1事故 10 億円を限度として賠償の責任を負う。

16 その他

(1) 警備機器の設置及び撤去に要する経費は受託者(警備会社)の負担とする。

(2) 警備業務は、令和 6 年4月1日から開始すること。

落札者は、事前準備として、落札決定日の翌日から令和 6 年3月 31 日までの間に、警備に必要な機器・配線等の設置工事を行うことができるものとする。

(3) この仕様は、警備方法の概要を示すものであるから、警備上付帯的に実施しなければならないものについては、この仕様に記載していないものであっても、必要に応じ協議して実施するものとする。

異常事態発生時における連絡体制

